

環境活動促進法成立



環境配慮事業活動促進法は参院本会議で成立し、来年4月1日から施行されることになりました。同法は環境報告書を事業者の環境施策を社会に知ってもらうための重要な手段と位置付け、一定規模以上の公的な事業者に対して毎年の作成を義務付けたほか、大企業に対しても報告書を自主的に公表するよう努力規定を設定しました。

国は今後、環境報告書に記載すべき最低限の事項を各省の告示で定めていくとしています。

資料:2004年5月27日付 化学工業日報

生活環境箇所 新井 裕之

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

